

下記の業務について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和元年10月4日

静岡県知事 川勝平太

1 入札執行者

清水警察署長 小川 敏行

2 入札に付する事項

(1) 入札番号

第3109号

(2) 業務名

令和元年度清水警察署庁舎他定期点検外壁全面打診調査業務委託

(3) 業務場所

静岡市清水区天王南1-35 清水警察署

静岡市清水区天王東5-24 天王町署員公舎

(4) 業務概要

清水警察署庁舎他定期点検外壁全面打診調査業務委託

(5) 業務期間

令和元年11月1日から令和2年1月31日まで

3 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県における建設関連業務の委託に係る競争入札参加資格において、「建築関係建設コンサルタント業務」の業種区分について競争入札参加資格を有する者、又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (3) 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から落札決定の時までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (4) 本業務のうち、定期点検を実施するにあたり検査資格者（一級建築士、二級建築士又は建築物調査員）を正規従業員として有していること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 静岡県内に業務を履行できる本社又は営業所等を有すること。
- (7) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

令和元年10月4日（金）から令和元年10月15日（火）までの日（土、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 配布場所

〒424-0014 静岡市清水区天王南1-35

清水警察署4階会計課

電話 054-366-0110 内線231

(3) 配布方法

前記(2)の場所において無料で直接配布する。

5 入札参加資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、次により入札参加資格確認申請書等を提出すること。

(1) 提出期間

令和元年10月4日（金）から令和元年10月16日（水）までの日（土、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 提出書類

入札参加資格確認申請書及び入札説明書で示す入札参加資格確認資料

(3) 提出場所

前記4(2)に同じ

6 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和元年10月29日（火） 午前10時30分

(2) 入札執行場所

清水警察署5階講堂

(3) 入札方法

入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(4) 入札執行日の持参書類

入札書及び入札参加資格確認通知書

- (5) 入札保証金及び契約保証金
免除

- (6) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札、入札参加資格確認申請書若しくは入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札、入札説明書等において示した条件等に違反した入札は、無効とする。

- (7) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (8) 契約書作成の要否
要

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 照会窓口は、清水警察署会計課（電話番号 054-366-0110 内線231）とする。
- (3) 詳細は、入札説明書による。